

3・5 コンテナ保安問題への対応

3・5・1 EU

EU は 2011 年 1 月 1 日より、ハイリスク貨物の特定のための貨物情報事前申告制度を実施している。しかしながら、一部 EU 加盟国において同制度実施に係る技術システム整備が遅れたため、EU 加盟国は本格稼働を延期し、データの申告自体は義務付ける一方で不備があったとしても罰則規定を適用しない猶予期間を半年間設けて、2012 年 7 月 1 日より厳格に実施することとしている。

同制度の概要は以下の通り。

EU 貨物情報事前提出制度(概要)

1. 適用範囲

- EU の事前申告制度は輸入、輸出又は通過(transit)貨物に適用。
- 運航者又は代理人(典型的には船舶代理店)は、貨物を EU に輸出入する場合、EU 税関に貨物情報を事前申告しなければならない。

2. 海運業における対象部門

- EU の事前申告制度は海運業全ての部門に適用されるが、夫々の部門によって規定は異なる。船舶運航者又は船舶代理人が貨物情報を提出する期限は、遠洋コンテナ(deepsea containerised shipping)、遠洋バルク(deepsea bulk shipping)、近海(shortsea shipping)及び複合運送(combined transport)とで夫々異なる。

3. 提出する貨物情報

- 輸入及び輸出において、運航者又は代理人が税関へ事前申告する貨物情報は規則 1875/2006 の附属書 30A に規定。
- 輸入の場合、運航者又は代理人は、ENS(Entry Summary Declaration)の提出免除に該当しない限り、ENS フォームを用いて、最初に寄港した港の税関に対し事前に貨物情報を申告しなければならない。
- 輸出の場合、運航者又は代理人は、“輸出、再輸出又は域外移入”のフォームで、又はその税関申告が適用されず提出免除に該当しない場合、EXS(Exit Summary Declaration)フォームで輸出港の税関に対し事前に貨物情報を申告しなければならない。

4. 貨物情報事前申告の責任者

- 運航者が税関へ事前に貨物情報を申告する責任者になる。運航者はその申告を確実に行われるようにしなければならない。運航者は自ら税関へ事前に貨物情報を申告するか、又は代理人(典型的には船舶代理店)が運航者の代理として申告しなければならない。
- 複合運送の場合(例えば、フェリーに積んだトラック)、事前申告は運航者ではなく、トラック会社又はトラック運転者が行わなければならない。
- “vessel sharing agreement”の場合、事前申告は運航者ではなく、B/L の発行者が行わなければならない。

- コンテナ船では、遠洋及び近海ともに、第三者(典型的にはフレイトフォワード)が運航者に代わり税関へ事前申告を行うことが予想されるが、フレイトフォワードは運航者へ事前に知らせ、かつ運航者が合意した場合に限り、申告を行うことができる。
 - 税関に対し ENS 又は税関申告又は EXS を事前申告する場合、所謂、EORI(Economic Operator Registration and Identification)番号が必要となる。
 - 事前申告を行った場合、当該申告者は税関より確認の受領書を受取ることになる。この受領書は、“MRN”(Movement Reference Number)と称される。
5. 電子的手段による事前申告
- 事前申告は電子情報で提出しなければならない。このため、運航者又は代理人は関連情報を提出する税関のコンピュータシステムと連結させるシステムを構築しなければならない。
6. 寄港又は出港時の税関によるリスク評価
- 税関は、潜在的で重大な安全上及び保安上のリスクを識別することを目的に、事前に受領した貨物情報を分析する。特別な扱いが求められる三つのタイプのリスクは、A、B 及び C として分類される。
7. 輸入に適用される特別なケース
- 輸入の場合、運航者にも追加の義務がいくつか発生する。運航者は、“Arrival Notification”(AN)と“summary declaration for temporary storage”を提出しなければならない。寄港地の変更の場合、運航者は“diversion request”を提出しなければならない。
8. 特別な規則
- 空コン及び貨物/コンテナ積替えについては、個別の規則が存在する。